

東京都・特別区の男女共同参画条例に関する資料

東京都	東京都男女平等参画基本条例
【前文】	
男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。 東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組による男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。 本格的な少子高齢化社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。 すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、都の責務、都民の責務、事業者の責務、都民等の申出
第二章	基本的施策
	行動計画、情報の収集及び分析、普及広報、年次報告
第三章	男女平等参画の促進
	決定過程への参画の促進に向けた支援、都の附属機関等における委員構成、雇用の分野における男女平等参画の促進
第四章	性別による権利侵害の禁止
第五章	東京都男女平等参画審議会
	設置、組織、専門委員、委員の任期、運営事項の委任

目黒区	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 ※平成14年3月に施行していた「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」を、令和2年3月に改正
【前文】	
基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利である。これまでも目黒区は、人権と平和が尊重される社会の実現を目指し、総合的に施策を展開してきた。中でも、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いが解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。 さらに、性の多様性についての社会的関心が高まる一方、その理解は進んでいるとは言えず、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いの解消等が課題となっている。 目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を形成することが重要である。 目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについて理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならない。 私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画するとともに、性の多様性が尊重され、もって全ての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第3条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。 (1) 全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。 (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。 (3) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。 (4) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。 (5) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。 (6) 区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、事業者の責務、区民の責務、区、事業者及び区民の協働
第二章	基本的施策
	推進計画、年次報告、推進施策、拠点施設、付属機関等の委員

第三章	目黒区男女平等・共同参画審議会
	設置、所掌事項、組織、任期、会長及び副会長、招集、定足数及び表決数、関係機関等への協力要請
第四章	目黒区男女平等・共同参画オンブズ
	設置、申出の範囲、所掌事項、職務の遂行、定数等、任期、解嘱、守秘義務、報酬の額、オンブズへの協力義務等
第五章	雑則
	委任

中野区	中野区男女平等基本条例
【前文】	
私たちは、基本的人権が保障され、性別にとらわれず一人ひとりがかけがえのない生命と人生をもった人間として尊重される社会の実現を願っている。 中野区は、これまで、男女平等に関して、国際社会や国内の動きをいち早く受け止め、先駆的な取組を推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在し、男女平等の達成にはさらなる努力が求められている。 本格的な少子高齢社会を迎え、家族形態の多様化など社会の急速な変化に対応し、私たちのまち中野が、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、女性も男性も性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画して責任を分かち合うことが重要である。 中野のまちのすべての人が、平等にいきいきと暮らし、男女がともに参画してつくる男女平等社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第2条 男女平等社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。 (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。 (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。 (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。 (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、性別による差別的取扱い等の禁止
第二章	施策の総合的かつ効果的な推進
	基本計画、調査研究、普及・広報活動
第三章	苦情等の申出
	苦情等の申出、申出への対応
第四章	中野区男女平等専門委員会
	設置、所掌事項、委員
第五章	雑則
	委任

板橋区	東京都板橋区男女平等参画基本条例
【前文】	
すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。 しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。 板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。 そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。 ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。	
【基本理念】	
第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。 (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。 (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。 (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。 (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、性別による権利侵害の禁止、区の責務、区民の責務、事業者・民間団体の責務
第二章	基本的施策
	行動計画、男女平等参画の促進、調査、研究等、教育及び啓発の推進、普及広報、事業者・民間団体への支援
第三章	推進体制
	男女平等参画推進本部の設置、男女平等推進センターの設置
第四章	苦情処理
	苦情の申立て、苦情処理委員会の設置、苦情処理委員会の組織等、苦情処理委員会の職

	務等、委員の守秘義務、委員の解嘱
第五章	東京都板橋区男女平等参画審議会
	設置、所掌事項、審議会の組織等、委員の任期
第六章	雑則
	委任

豊島区	豊島区男女共同参画推進条例
【前文】	
私たちは、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきた。平成 14 年 2 月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行った。 これまでの取組により男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。 私たちのまち豊島区が、本格的な少子高齢化の進展、家族形態の変化などに適切に対応し、文化の風薫る、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、性別等にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことが大切である。 ここに、私たちは、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けることなく、1 人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち豊島区をつくることを決意し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第 3 条 男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。 (1) すべての人が、個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されること等人権が尊重されること。 (2) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、すべての人の社会活動における選択の自由が制約されないこと。 (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。 (4) すべての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。 (5) すべての人が、社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任(以下「家庭責任」という。)を分かち合うとともに、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。 (6) すべての人が、国籍にかかわらず、その個性と能力を発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことができること。 (7) すべての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。 (8) 幼児教育、学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。 (平 31 条例 5・一部改正)	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務

第二章	性別等に起因する人権侵害の禁止
第三章	基本的施策等
	基本的施策、パートナーシップ・ファミリーシップ制度、雇用の分野における男女共同参画の推進、行動計画、年次報告、拠点施設
第四章	豊島区男女共同参画推進会議
	設置、所掌事務、組織、委員の任期、会長及び副会長、招集、定足数及び表決数、庶務
第五章	豊島区男女共同参画苦情処理委員
	設置、申出の範囲、所掌事務、定数等、兼職等の禁止、委員の任期、庶務
第六章	雑則
	委任

足立区	足立区男女共同参画社会推進条例
【前文】	
私たちは、女性も男性も、すべての人が人権を保障され、かけがえのない一人の人間として尊重される平和な社会の実現を願っている。日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現のため、国内外において取組が行われてきた。 足立区においても、昭和 58 年に女性問題解決のための行動計画を策定し、以来女性の地位向上と女性問題の解決に向け、様々な施策を推進してきた。女性たちは、自営業や中小企業の多い区内の産業を支え、また、地域に根ざした活動を展開している多くの団体の中で、地域の発展に貢献するとともに、男女平等を実現するために学び、行動してきた。 しかし、今なお男女共同参画は不十分であり、男女平等は達成されていない。ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。 (1) 男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。 (2) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同参画すること。 (4) 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。 (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。 (6) 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、区民団体の責務
第二章	性別による権利侵害の禁止等
	差別的取扱いの禁止、公衆に表示する情報
第三章	基本施策
	行動計画、年次報告、附属機関の委員の構成、教育及び学習における男女共同参画の推進、雇用等の分野における男女共同参画の推進、家庭生活及び社会生活の両立、生涯にわたる健康の支援、調査研究等、拠点施設
第四章	足立区男女共同参画推進委員会
	推進委員会の設置、所掌事項、組織、任期

第五章	苦情等の申出
	苦情の申出、苦情処理、相談の申出、相談への対応
第六章	雑則
	委任

港区	港区男女平等参画条例
【前文】	
私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。 港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。 こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。 港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別等や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。 私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第三条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。 一 全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。 二 全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。 三 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、全ての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。 四 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。 五 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活(以下「家庭生活」という。)の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活(以下「社会生活」という。)とを両立させることができるようにすること。 六 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。 七 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務
第二章	性別による権利侵害の禁止等
	差別的取扱い等の禁止、公衆に表示する情報についての留意
第三章	基本的施策等
	基本的施策、みなとマリアージュ制度、付属機関等への男女平等参画の機会確保、雇用の分野における男女平等参画の推進、行動計画、年次報告、拠点施設
第四章	港区男女平等参画推進会議
	設置、所掌事項、組織、任期

第五章	苦情等の申出
	苦情等の申出、苦情等の処理、苦情処理委員の所掌事項、定数等
第六章	雑則
	委任

新宿区	新宿区男女共同参画推進条例
【前文】	
男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現することは、私たち区民の共通の願いである。 新宿区は、これまで、国際社会や国内の動向と協調しながら、積極的に男女平等の推進に取り組んできた。 しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会における制度又は慣行が存在する等多くの課題が残されている。 一方、少子高齢化、家族形態の多様化等新宿区を取り巻く環境は急激に変化しており、こうした変化に適切に対応していくことも切実に求められている。 これらの課題を解決し、新宿区がより発展していくためには、新宿のまちにかかわるすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことが重要である。 ここに、私たちは、区、区民、事業者及び地域団体が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女共同参画社会を実現し、もって豊かで活力あるまちをつくることを決意し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、社会のあらゆる分野における男女の活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女の生き方が制約されることのないように配慮されなければならない。 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定の過程に、社会の対等な構成員として、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。 5 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われなければならない。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、地域団体の責務、区、区民、事業者及び地域団体の協働
第二章	基本的施策
	基本計画、区の施策の立案及び決定の過程への男女共同参画の促進、啓発活動及び教育による普及、調査研究等、関係事業者からの報告、関係地域団体からの報告、拠点施設の整備

第三章	苦情等の申出への対応
	苦情の申出への対応、相談の申出への対応
第四章	性別に起因する権利侵害の禁止等
	性別に起因する権利侵害の禁止、区民等に対して表示する情報に関する配慮
第五章	新宿区男女共同参画推進会議
	設置、所掌事務、組織

江東区	江東区男女共同参画条例
【前文】	
かつて災禍の元凶であった「水」を「水彩都市・江東」の魅力に塗り替え、「ごみ問題」克服のために先進的に取り組んできた江東区は、少子高齢化の急速な進展や集合住宅建設の急増等に伴う地域社会の変化に直面している。これらの変化に対応し、さらに住みよい江東区を創っていくためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において男女が平等に支えあっていく必要がある。 江東区は、日本国憲法のうたう人権と平和の尊重を区の基本理念とし、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んできた。しかし、性別による固定的な役割分担意識など、いまだ根深く、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が求められている。 すべての区民が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮していく江東区を実現するため、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。 (1) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的な取扱いを受けないこと。 (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。 (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程において、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されること。 (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活及び職業生活等を両立すること。 (5) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組に密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、性別を理由とする差別的取扱い等の禁止、区の責務、区民の責務、事業者の責務
第二章	基本的施策
	行動計画、基本的施策、調査研究、普及啓発、拠点施設
第三章	苦情及び相談の申出
	苦情の申出、相談の申出
第四章	男女共同参画審議会
	設置、所掌事項、組織、会長、会議、関係機関等への協力要請
第五章	雑則
	委任

葛飾区	葛飾区男女平等推進条例
【前文】	
私たちは、すべての年代において、性による差別を受けることなく、女性も男性も多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現を願っている。 もとより、個人の尊厳と法の下での平等は、日本国憲法で保障されているところである。また、世界人権宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、性による差別を禁止している。 これらを受けて、わが国においては、男女差別を禁止する種々の法律が制定され、法律上は、男女の平等が保障されている。また、葛飾区においては、男女平等社会実現かつしかプランを策定し、積極的に男女平等社会を推進するための施策に取り組んできたところである。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的な制度や慣行が残されており、そのために、人としての尊厳を保ちつつ、自らの選択に基づく多様な生き方を追求することが阻害されている状況がある。 ここに私たちは、男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現を図るため、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第 3 条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念(次条において「基本理念」という。)に基づき推進されなければならない。 (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。 (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者等の責務
第二章	男女平等推進施策
	男女平等推進施策、推進計画
第三章	男女平等推進審議会
	設置、職務、組織、任期、会議、委任
第四章	男女平等苦情調整委員会
	設置、職務等、任命、任期、解任、会議、守秘義務、委任
第五章	雑則
	委任

墨田区	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例 ※平成18年4月に施行していた「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を令和5年4月に改正
【前文】	
日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等は、全ての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いである。 墨田区では、地域の特性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。 しかしながら、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在するなど、多くの課題が残されており、その解決が求められている。さらに、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。 また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。 私たちは、今ある女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重し、性別等により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、誰もが共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。 (1) 全ての人が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。 (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。 (3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。 (4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。 (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。 (6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し、かつ、協力し合うこと。 (7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。 (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。	
【各章の構成】	
第一章	総則 目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、地域団体の責務、教育関係者等の責務、区、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等の協働

第二章	性別等に起因する差別等の禁止
	性別等に起因する差別等の禁止
第三章	基本的施策等
	行動計画の策定、年次報告、推進施策、拠点施設
第四章	苦情調整機関
	設置、申出の範囲、所掌事務等、定数等、兼職の禁止、委員の任期、守秘義務
第五章	墨田区男女共同参画推進委員会
	設置、所掌事務、組織、委員の任期、関係機関等への協力要請、部会の設置
第六章	雑則
	委任

北区	東京都北区男女共同参画条例
【前文】	
日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。 しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。 北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。 男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、用語の定義、基本理念、性別による権利侵害の禁止、あらゆる情報の公表への配慮、区の責務、区民の責務、事業者の責務
第二章	基本的施策等
	基本的施策、行動計画、年次報告、拠点施設
第三章	男女平等参画審議会
	設置

第四章	苦情への対応
	苦情の申出及び処理、男女共同参画苦情解決委員会の設置
第五章	雑則
	委任

文京区	文京区男女平等参画推進条例
【前文】	
文京区は、多くの文化人が活躍してきた「文の京」であり、「青鞥」発祥の地として女性の権利拡充運動が展開されてきた歴史的な地である。こうした中、文京区は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法及び男女平等の実現に向けた男女共同参画社会基本法の理念に基づき様々な施策に取り組んできた。 しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会的慣行等は今なお存在しており、生き方や働き方の多様化が進む中、さらなる継続的な取組が必要である。 男女が、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、区民一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指して、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第三条 区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等参画を推進する。 一 性別による差別的な取扱いや暴力を根絶し、男女が、個人として尊重されること。 二 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。 三 男女が、性別に関わりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。 四 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。 五 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。 六 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができること。 七 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、用語の定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、禁止事項等
第二章	基本的施策
	計画の策定、広報及び啓発並びに教育に対する支援、家庭生活と社会活動の調和、積極的改善措置、災害対応における配慮、拠点施設
第三章	文京区男女平等参画推進会議等
	推進会議、苦情申立て
第四章	雑則
	委任

台東区	東京都台東区男女平等推進基本条例
【前文】	
日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっている。また、国際連合は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を昭和 54 年第 34 回国連総会において採択し、現在に至るまで、積極的に各国に対し取組を促してきた。こうした動きを受けて、国内においては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法を制定し、また、その後、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律など、関連する法制度の整備も進められている。台東区では、平成 12 年に男女平等推進行動計画はばたきプラン 21 を策定し、総合的かつ計画的に施策を進めてきた。 しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会的慣行等多くの課題が残されている。 少子高齢化や情報化の急速な進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化等社会情勢が変化する中、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、すべての人々が性別や年齢にかかわらず、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現を目指して、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第 3 条 区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等を推進するものとする。 (1) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。 (2) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。 (3) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。 (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。 (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができること。 (6) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。 (7) 国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、用語の定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、禁止事項等
第二章	基本的施策
	計画の策定、広報及び啓発並びに教育に対する支援、家庭と社会活動の調和、雇用の分野における男女平等の推進、災害対応における配慮、拠点施設
第三章	「はばたきプラン 21」推進会議等
	推進会議、苦情申立て
第四章	雑則

	委任
--	----

渋谷区	渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例 ※平成 27 年 4 月に施行した「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を令和 6 年 4 月に改正
【前文】	
すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障する日本国憲法の理念とするところである。 この理念の下、誰もが個人として、一人ひとりかけがえのない存在であると互いに認め合い、いかなる差別も受けることがなく、自分らしく生きること誇りをもち、他者の人権に対しても尊重することができる社会を築くことが、私たち渋谷民の願いである。 本区では、これまで男女平等・多様性社会推進行動計画を策定するなど、人権尊重の理念と人々の多様性への理解推進に向けて積極的に取り組んできた。 しかしながら、依然として、多様性に関する理解が十分ではないこと、人種、国籍、信条、性のありよう、障害、年齢、出身地、経歴等による偏見や差別が存在しており、生きづらさを抱える人々への支援が必要な状況にある。さらに、これらの要因が重なることで起こる特有の差別に関しても問題となっている。 よって、ここに区、渋谷民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、互いに人権を尊重し合い、支え合うことで、偏見や差別なく自分らしく生きることのできる社会を推進し、もって多様性を認め合う社会を実現するために、区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第 3 条 区は、次に掲げる基本理念にのっとり、人権を尊重し差別をなくす社会を推進するものとする。 (1) 誰もが自分らしい生き方を追求できること。 (2) 誰もが互いを個人として尊重すること。 (3) 誰もが互いに助け合うこと。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区及び公共的団体等の責務、渋谷民の責務、事業者の責務、禁止事項、表現の自由等への配慮
第二章	基本的な施策
	施策の推進、啓発等の推進、拠点施設、情報保障、相談及び苦情への対応、顕彰
第三章 第一節	個別的な人権課題に対する取組 — ジェンダー平等に関する取組
	趣旨、ジェンダー平等の理念、区が行うパートナーシップ証明、パートナーシップ制度への事業者の配慮、ジェンダー平等に関する教育、啓発等の推進、ジェンダー平等に関する禁止事項
第三章 第二節	個別的な人権課題に対する取組 — 子ども、高齢者、障害者及び本邦外出身者に関する取組
	趣旨、子どもに関する取組、高齢者に関する取組、障害者に関する取組、本邦外出身者

	に関する取組、不当な差別的言動の禁止
第四章	渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する会議
	設置
第五章	雑則
	他の区条例との関係、委任

世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例
【前文】	
個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。 世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。 （１） 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。 （２） 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。 （３） 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等
第二章	基本的施策等
	基本的施策、行動計画
第三章	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
第四章	苦情処理
	苦情の申立て等、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会
第五章	雑則
	委任

江戸川区	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例
【前文】	
日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下での平等の理念の下、国においては、男女雇用機会均等法をはじめとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきました。江戸川区においても、平成十九年に江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。 しかし、性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害や、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等により生きづらさを抱える人々が、依然として存在するなど、課題は多く残されています。 性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち一人一人が、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持ち続けることが必要です。 誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、私たち区民の願いです。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域等で制限や排除がされてはなりません。私たちは一人一人異なる存在ですから、性別、性的指向及び性自認をはじめ多様な生き方を認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした私たち区民の安心と幸福につながります。 江戸川区はここに、ともに生きるまちを目指す条例（令和三年六月江戸川区条例第十九号）に掲げるまちの姿を踏まえ、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によってしゃかいのあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例を制定します。	
【基本理念】	
第三条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、性の平等と多様性を尊重する社会を推進する。 一 ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。 二 全ての人の性的指向及び性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。 三 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。 四 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。 五 学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。 六 全ての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができること。 七 全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。 八 国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組を積極的に理解し、推進すること。	

【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民等の責務、教育関係者の責務、事業者の責務、禁止事項等
第二章	基本的施策
	推進計画、推進施策、積極的改善措置、附属機関等の委員、災害対応における配慮、拠点の整備
第三章	推進体制
	推進会議、苦情申出
第四章	雑則
	変化への対応、委任

中央区	中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例
【前文】	
日本国憲法は、個人の尊厳を尊重し、全ての人が法の下において平等であることを 謳い、性別による差別を否定し、自由と平等の下に人間らしい生活を営む基本的人権を保障している。 この理念の下、中央区では、昭和六十二年に婦人問題解決のための中央区行動計画を策定し、以来男女平等を目的とする拠点施設の整備や男女の平等及び共同参画による社会の実現に向けた各種施策に取り組み、性別や社会的・文化的性差による差別の解消を目指してきた。 しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識や社会的な慣行に加え、性的指向及び性自認に対する理解が足りないことなどによる差別的な取扱いが解消されておらず、特に無意識の思い込みや偏見、慣行による影響は様々な分野に及んでおり、これらの課題に対するなお一層の取組が求められている。 中央区、区民及び事業者は、男女の平等及び共同参画による社会への理解と認識を深め、課題と向き合い、協働して取り組んでいかなければならない。 私たちはここに、女性、男性そして全ての人の人権と個性が尊重され、性別等にかかわらず、誰もが能力を発揮し、自分らしく活躍できる男女の平等及び共同参画による社会の実現を目指し、この条例を制定する。	
【基本理念】	
第三条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、男女の平等及び共同参画による社会づくりを推進する。 一 全ての人が、性別等による差別、暴力その他ハラスメントに該当するあらゆる行為を受けることなく、一人一人の人権が尊重されること。 二 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を認め合い、能力を十分に発揮し、活躍できること。 三 性的指向及び性自認における多様な性のあり方が尊重され、全ての人が、自分らしい生き方を選択することができること。 四 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭と職場、地域等における社会活動との調和のとれた生活を営むことができること。	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民の責務、事業者の責務、区、区民及び事業者の協働、禁止事項等
第二章	基本的施策等
	行動計画、年次報告、情報の収集及び分析等、普及広報、拠点施設、附属機関等の委員、雇用の分野における男女の平等の推進
第三章	中央区男女平等共同参画推進会議
	設置、所掌事項、組織、委員の任期、会長及びその職務、招集、定足数及び表決、関係者等の出席等、委員の報酬、委員の費用弁償、関係者等の費用弁償、支給方法
第四章	苦情への対応等

	苦情等の申出、苦情等への対応、相談の申出、相談への対応
第五章	雑則
	委任

品川区	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例
【前文】	
人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在である。人権尊重都市品川宣言は、「人間は生まれながらにして自由であり、平等である」「いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない」と謳っている。 品川区では、男女共同参画から、SDGsの目標である「ジェンダー平等」の実現に向けて、国際社会や国内の動向と協調しつつ、施策を推進してきた。 「ジェンダー平等」とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味している。 これまでの取組により、ジェンダー平等は前進してきているものの、個人の希望や能力ではなく性別等によって生き方や働き方の選択肢や機会が決められてしまうなど、今なお固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行等が存在している。 品川区が公平で平等な社会として発展していくために、すべての人が、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、性別等に起因した差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。	
【基本理念】	
第三条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現を目指す。 (1) 性別等に起因する差別、配偶者暴力等、ハラスメントその他の性別に起因する人権侵害が根絶されること。 (2) すべての人が、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。 (3) すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されること。 (4) すべての人が、家事、子の養育、家族の介護その他の生活における活動および職場、学校、地域等における活動の調和の取れた暮らしを営むことができること。 (5) すべての人が、妊娠、出産等のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。 (6) 学校教育、社会教育、その他の教育の場において、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。 (7) 女性のエンパワーメントの推進により、女性が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人がもつ力を十分に発揮できること。 (8) すべての性的指向およびジェンダーアイデンティティが尊重され、性的指向およびジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等が解消されること。 (9) 国際社会および国内におけるジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に係る取	

組を積極的に理解し、推進すること	
【各章の構成】	
第一章	総則
	目的、定義、基本理念、区の責務、区民等の責務、教育関係者の責務、事業者等の責務、禁止事項、情報の発信および流通にあたっての配慮
第二章	基本的施策等
	推進計画、普及啓発および広報
第三章	推進体制
	推進会議、拠点の整備、苦情・相談の申出、苦情・相談の対応
第四章	雑則
	委任